

株式会社キャメル珈琲に対する勧告について

令和5年3月17日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社キャメル珈琲（以下「キャメル珈琲」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）、同項第4号（返品禁止）及び同条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項及び第3項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

| | |
|-------|--------------------------------|
| 法人番号 | 6010901003292 |
| 名称 | 株式会社キャメル珈琲 |
| 本店所在地 | 東京都世田谷区代田二丁目31番8号 |
| 代表者 | 代表取締役 尾田 信夫 |
| 事業の概要 | 「カルディコーヒーファーム」と称する店舗等での食品等の販売等 |
| 資本金 | 5000万円 |

2 違反事実の概要

- キャメル珈琲は、資本金の額が1000万円以下の法人たる事業者に対し、消費者等に販売する食品等の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- キャメル珈琲は、令和3年5月から令和4年12月までの間にオンラインストアで販売した商品の下請代金を下請事業者に支払う際に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、「センターフィー」を下請代金の額から減じていた。減額した金額は、総額748万4506円である（下請事業者58名）。
- ア キャメル珈琲は、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和3年5月から令和4年7月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該商品を引き取らせていた。返品した商品の下請代金相当額は、総額305万3210円である（下請事業者49名）。
イ キャメル珈琲は、一部の下請事業者に返品に係る送料を負担させていた。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

- (4) キャメル珈琲は、前記(3)アの返品をするに当たり生じる人件費や保管費等の諸経費の一部を確保するため、「契約不適合商品処理負担金」を提供させることにより、令和3年5月から令和4年7月までの間、下請事業者の利益を不当に害していた。提供させた金額は、総額313万160円である（下請事業者46名）。
- (5) キャメル珈琲は、いまだ前記(2)に係る減額行為を取りやめていない。
- (6) キャメル珈琲は、令和5年3月9日、下請事業者に対し前記(2)の行為により減額した額、前記(3)アの行為により返品した商品の下請代金相当額及び前記(4)の行為により提供させた金額を支払っている。

3 勧告の概要

- (1) キャメル珈琲は、下請事業者に対し、前記2(5)の行為により減額した金額を速やかに支払うこと。
- (2) キャメル珈琲は、下請事業者に対し、前記2(3)イの行為により負担させた額を速やかに支払うこと。
- (3) キャメル珈琲は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記2(2)及び(5)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること。
 - イ 前記2(3)アの行為が下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること。
 - ウ 前記2(4)の行為が下請法第4条第2項第3号の規定に違反するものであること。
 - エ 今後、前記各号の規定に違反する行為を行わないこと。
- (4) キャメル珈琲は、今後、下請法第4条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第3号の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (5) キャメル珈琲は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ア 前記(1)から(4)までに基づいて採った措置
 - イ 前記2(6)の措置を採ったこと。
- (6) キャメル珈琲は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
 - ア 前記(1)から(5)までに基づいて採った措置
 - イ 前記2(6)の措置を採ったこと。
- (7) キャメル珈琲は、前記(1)から(6)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

● 下請取引の内容

消費者等に販売する食品等の製造委託



下請事業者（67名）

● 違反行為の概要

- ① 自社の各店舗への配送が不要なオンラインストア販売用の商品について、「センターファイア」として、下請事業者58名に対し、約748万円を下請代金の額から減額した（注1）
- ② 商品を受領した後、納品時の品質検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、下請事業者49名に対し、約305万円の商品を返品した（注2）
- ③ 上記返品の際に「契約不適合商品処理負担金」（*）として、下請事業者46名に対し、約313万円を自己のために提供させた（注3）

* 契約不適合商品処理負担金とは、下請事業者の責めに帰すべき理由がない返品をするに当たり生じる人件費や保管費等の諸経費の一部を確保するため提供させていた金銭のこと

①減額、②返品、③利益提供要請の総額は約1366万円

※キヤメル珈琲は、下請事業者に対し、減額の一部、返品の一部、及び利益提供要請を行った金額を支払済み

公正取引委員会からの勧告の内容

- 減額した金額を支払うこと
- 今後、減額及び返品を行わないこと並びに不当な経済上の利益を提供させないことを、取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1） 下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当。

（注2） 返品

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止。納品時に品質検査を行っていないのに、物品等を受領した後不良品が見つかったとして返品することや、直ちに発見できない瑕疵であっても受領後6か月を超えて返すことは、下請法違反に該当。

（注3） 不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止。

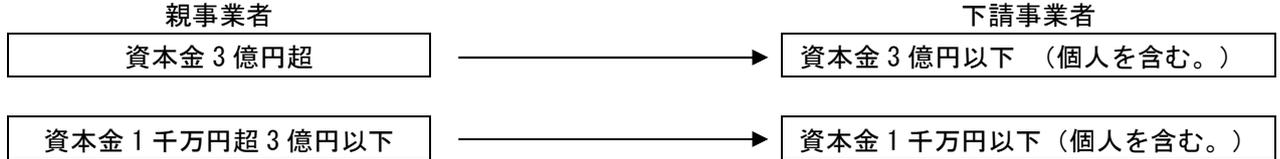
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

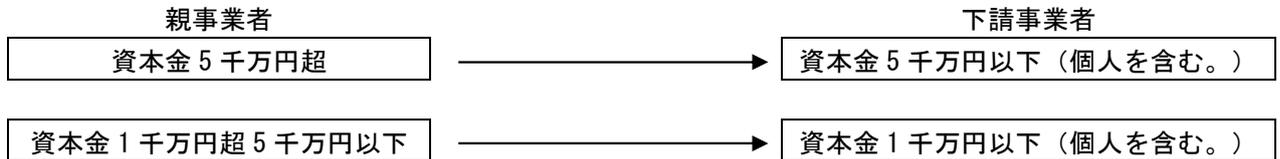
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三、四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三、四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一、二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

- 2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。
- 3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。